資料番号
４

選挙公報について

○選挙公報掲載文の作成について

○牧之原市選挙公報発行条例

○牧之原市選挙公報発行規程

選挙公報掲載文の作成について

選挙公報の写真

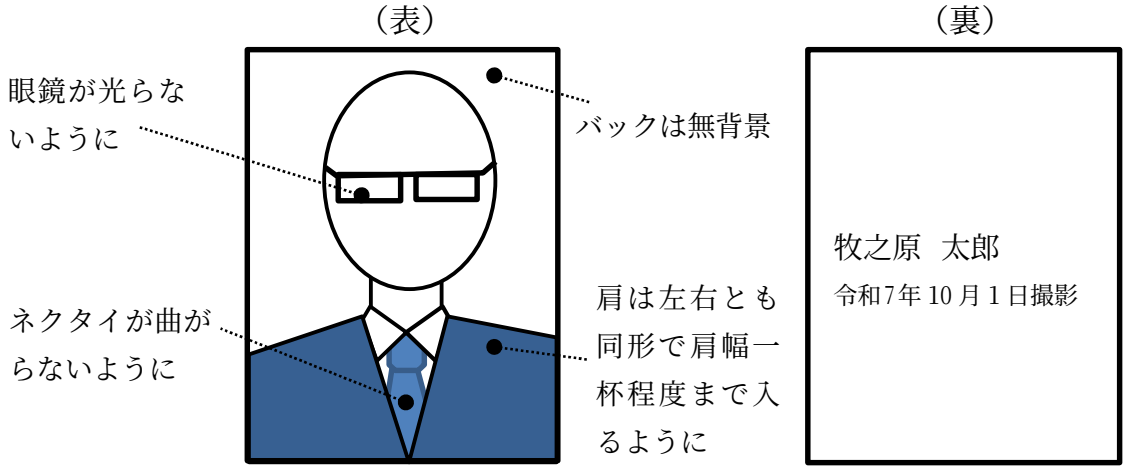

1　選挙の期日前３カ月以内に撮影した候補者本人の無帽、正面向き上半身（無背景）の白黒写真（カラー写真可）を２枚提出してください。
2　原稿用紙の写真欄に入る大きさ（縦４㎝×横３㎝程度）で鮮明なもの
3　写真の裏面に候補者氏名及び撮影年月日を先の柔らかいペンで記入し、封筒に入れて提出してください。

氏名欄の書き方

1　通称認定を受ける場合は、「氏名欄」には本名ではなく、通称を記載してください。
2　氏名にはふりがなを付すことができます。
3　氏名（ふりがなを含む）は、氏名欄の内枠（点線枠）に必ず納まるようにしてください。
4　「氏名欄」の左右には所属党派、無所属の旨、住所、年齢、経歴、スローガン等を書き加えても差し支えありません。

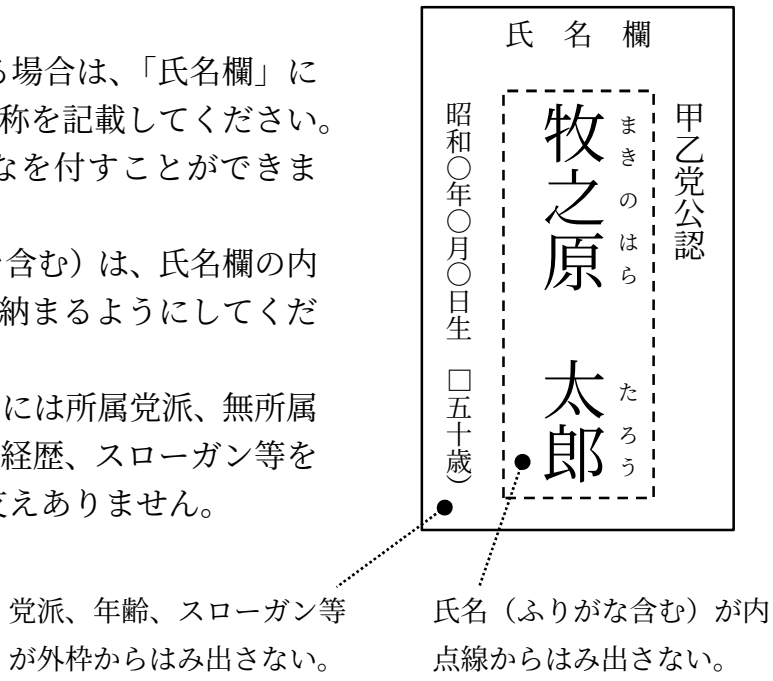

牧之原市選挙公報発行条例

平成17年10月11日
条例第13号

(趣旨)

第１条　この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第172条の２の規定に基づき、牧之原市の議会議員及び長の選挙において発行する選挙公報に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第２条　牧之原市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、牧之原市の議会議員及び長の選挙について議員及び長の候補者(以下「候補者」という。)の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに１回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第３条　候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文２通を添えて委員会に対し、その指定する期日までに、文書で申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第４条　委員会は、前条の掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

２　一の用紙に、２人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

３　前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第５条　選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に掲載された者の属する世帯に対して、選挙期日前２日までに、配布する。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第６条　法第100条第４項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は中止する。

(委任)

第７条　第５条に規定するもののほか、選挙公報の発行の手続に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

牧之原市選挙公報発行規程

平成17年10月11日
選挙管理委員会告示第５号

(趣旨)

第１条　この告示は、牧之原市選挙公報発行条例(平成17年牧之原市条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の申請)

第２条　候補者が、条例第３条の規定による申請は、様式第１号によらなければならない。

２　前項の申請書には、委員会があらかじめ交付する様式第２号の用紙によって作成した掲載文(掲載文の写真欄に掲載するための写真を含む。)２通を添えなければならない。

３　掲載文は、写真印刷の方法によって掲載するものとする。

４　候補者は、印刷の体裁等について指定することができない。

５　第２項の写真は、３箇月以内に撮影された候補者自身の無背景、無帽の胸像で、白黒手札大の鮮明なものとし、その裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載したものでなければならない。

(掲載文の掲載方法)

第３条　掲載文は、黒色とし、色の濃淡がないものとしなければならない。

(掲載文に使用する文字等)

第４条　掲載文は、通常文章に使用する漢字、平仮名、片仮名、数字等の文字並びに符号、記号及び線並びに図面、図表、イラストレーション及びこれらの類によって記載しなければならない。ただし、氏名欄には通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字等の文字をもって記載しなければならない。

２　氏名欄に記載する候補者の氏名(振り仮名を含む。)は、当該氏名欄のわく内に記載しなければならない。

３　掲載文に図面、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積の**おおむね２分の１を超えてはならない。**

(掲載文の内容)

第５条　掲載文は他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、商品の広告その他営業の宣伝等、政見発表の公報紙として品位を落とす内容は記載できない。

(掲載文の撤回又は修正)

第６条　候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは様式第3号、修正しようとするときは様式第4号の申請書によって委員会に申請しなければならない。

２　前項の規定による撤回又は修正は、条例第３条の規定による期限後においてはこれをすることができない。

３　第１項の規定による撤回又は修正の申請は、午前８時30分から午後５時までの間にしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第７条　条例第４条第２項の規定による掲載順序のくじは、条例第３条の規定による申請期限後直ちに行う。

２　前項のくじを行う日時及び場所は、委員会においてあらかじめ告示する。

(選挙公報の様式)

第８条　選挙公報は、様式第５号による。

２　委員会は、選挙公報の余白を利用して、啓発宣伝又は棄権防止等のため必要な事項を掲載することができる。

(原稿の処理)

第９条　条例第３条の規定により提出された掲載文は、いかなる場合においても返還しない。

(掲載の中止)

第10条　候補者が死亡し、又は候補者でなくなった場合において、当該候補者の掲載文の掲載を中止できない場合がある。なお、中止する場合においても掲載の順序は変更しない場合がある。

(誤りの訂正)

第11条　選挙公報の印刷に誤りのあったときは、告示をもって正誤する。

附　則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。